

医療関係

高額療養費

安心して医療を受けるために国民健康保険事業と老人医療があります。

国民健康保険は自営業の方や健康保険のない中小企業従事者の方が加入する健康保険です。老人医療は主に七十歳以上の方の医療制度です。

国民健康保険の中でも一般被保険者、退職被保険者、老人被保険者に区別されており、それぞれ医療にかかる場合個人負担金が変わります。

国民健康保険	区別	資格	一部負担金
	一般被保険者	退職被保険者及び老人被保険者以外の方	3割
	退職被保険者	60歳以上の方で厚生年金を20年以上かけて勤務先を退職した方	本人の入院・通院 2割 被扶養者の入院 2割、 通院 3割
	老人被保険者	70歳以上の方	通院 1ヵ月 800円 入院 1日 400円

被保険者が病院等にかかり、負担した額が一人一ヵ月五万四千円を超えたときには、その超えた額について「高額療養費」として支給されます。

また、同一の世帯で複数の人が病院等にかかり、それぞれの自己負担額が三万円以上あるときは、それらの額の合計から五万四千円を差し引いた額が支給されます。

なお、高額医療費は、入院と通院別及び同月以内で計算されます。

また、同一の世帯で複数の人が病院等にかかり、それぞれの自己負担額が三万円以上あるときは、それらの額の合計から五万四千円を差し引いた額が支給されます。



助産費 葬祭費

63年3月1日から、助産費と葬祭費がそれぞれ引き上げられました。

	改正前	改正後
助産費	1件当り 10万円	1件当り 13万円
葬祭費	1件当り 4万円	1件当り 5万円

短期人間ドックの助成

成人病（高血圧症、動脈硬化症、心臓病、糖尿病、がん）は自覚症状のないままに進行し、自覚症状が現われたときには、すでに手遅れになっていることが少なくありません。この恐ろしい成人病の早期発見のため、短期人間ドックをご利用ください。

利用できる方

国民健康保険加入者

（原則として35歳～55歳）

日程 一泊二日（毎週火・水）
二泊三日（毎週火・水・木）

病院 東陽病院

自己負担額

一泊二日 八千五百〇円

二泊三日 九千円

（自己負担額は費用の十五パーセントで、残りの八十五パーセントは町が負担）

医療関係の届出

	届出の内容	届出に必要なもの
国保に加入する場合	転入してきたとき	印かん
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場をやめた証明
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
職場の健康保険をやめる場合	転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印かん、国保・健康保険両方の保険証
	死亡したとき	印かん、保険証
	生活保護を受けることになったとき	印かん、保険証、保護決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯主、氏名、続柄が変わったとき	印かん、保険証
	世帯が分離、合併したとき	印かん、保険証
	遠隔地で修学のため別の保険証が必要なとき	印かん、保険証、在学証明書
	退職者医療に該当したとき 老人医療該当者で健康保険の種類が変わったとき	印かん、保険証、年金証書 印かん、保険証

交通事故にあったら届出を

国民健康保険または老人医療の当該の方が交通事故等において診療を受ける場合には、必ず届出をしてください。

届出をしない場合には、自由診療となり、自己負担額が大きくなる可能性があります。

健康問題、環境問題で相談したいことがありますから保健衛生課にお問い合わせください。

☎ 54358
(有) 54358